1. 国の状況

- ・全国の消費生活相談件数は約95万件(平成25年度)と高水準。
- ・高度情報化の進展等により、相談内容はますます複雑化、高度化。
- ・特に高齢者の相談は被害額が高額化するなど、深刻な状況。 消費者の安全・安心の確保のため、地方公共団体の相談体制の 充実強化が必要
- ●消費者安全法の改正(H26.6月)

消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項 について、内閣府令で定める基準を参酌した上での条例化を求めた。

※参酌基準(内閣府令)

- (1) 消費生活センターに関する次の事項を告示すること。
 - ア 名称及び住所
 - イ 消費生活相談及びあっせんを行う時間
- (2) 消費生活センターに長及び必要な職員を置くこと。
- (3) 消費生活センターに有資格の消費生活相談員を置くこと。
- (4) 消費生活相談員の人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 消費生活相談員の資質向上のための研修機会を確保すること。
- (6) 情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための措置を講ずること。

2.市の状況

- ・昭和52年に札幌市消費者センター条例を制定し、 センターを開設。(H15年に全部改正)
- ・現行の条例では、一部を除き、 組織運営や情報の安全管理に関する規定はない。
- ・消費生活相談件数は平成26年度で12,410件。 内容については国と同様の傾向が見られる。







消費者安全法の一部改正に伴い、消費者センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める必要があるため、札幌市消費者センター条例の一部改正を行う。

3. 改正内容

- ① 消費生活センターであることの明確化(第1条第2項) ⇒ (新設) 消費者安全法との関係を明示
- ② センターの組織及び運営、情報の安全管理に関する事項(第2条の2第3項、第2条の3、第2条の4) ⇒ (新設)

条文		項目	参酌基準
第2条の2	第3項	相談及びあっせんを行う日時の告示	(1) イ
第2条の3	第1項	センター長及び必要な職員の配置	(2)
第2条の3	第2項	有資格の相談員の配置	(3)

条文		項目	参酌基準
第2条の3	第3項	相談員の人材及び処遇の確保に必要な措置	(4)
第2条の3	第4項	相談員等への研修機会の確保	(5)
第2条の4		情報の安全管理に関する事項	(6)

- ③ その他規定整備(第11条第4項) ⇒ (修正) 引用条文の修正その他文言整備
- 4. 施行期日 改正消費者安全法の施行日に合せて、平成28年4月1日とする。